

# 藤枝市犯罪被害者等支援推進計画

平成 30 年 3 月

藤 枝 市

# 目 次

第1章 支援計画の策定の意義	1
1 支援計画策定の目的	
2 支援計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 犯罪被害者等支援について	2
1 犯罪被害者等支援施策の位置づけと支援施策の分類	
2 犯罪被害者等支援の目的と到達すべき支援体制	
第3章 基本理念	4
1 個人の尊厳を重んじた支援	
2 十分な理解と配慮	
3 継続的な支援	
4 連携による支援	
第4章 重点(取組)項目	6
1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供	
2 精神的・経済的支援	
3 関係機関相互の連携	
4 理解の増進	
第5章 到達点と推進施策	7
1 重点(取組)項目 犯罪被害者等に対する各種情報の提供(第7条、第8条関係)	
2 重点(取組)項目 精神的・経済的支援(第8条～第17条関係)	
3 重点(取組)項目 関係機関相互の連携(第20条関係)	
4 重点(取組)項目 理解の増進(第21条関係)	
第6章 支援計画の進行管理	20
資料編1 犯罪被害者等給付金の概要	22
資料編2 性犯罪被害者への支援における連携・協力の概要	22
資料編3 静岡県内における事件・事故の推移等	23
資料編4 藤枝市内における事件・事故の推移等	24
資料編5 藤枝市犯罪被害者等支援条例・規則	25
資料編6 藤枝市犯罪被害者支援推進委員会	31
資料編7 藤枝警察署 被害者支援連絡協議会会則等	34

## 第1章 支援計画の策定の意義

### 1 支援計画策定の目的

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、突然の犯罪被害により平穏な日常生活を奪われてしまいます。命を奪われたり、心身に重い障害を負ったり、さらには経済的に困窮することもあります。そのような犯罪被害者等が、平穏な日常を取り戻すためには、行政機関や民間支援団体をはじめ多くの人々による社会的な支援が不可欠です。

従来、犯罪被害者等は、一方的に犯罪被害を受けたにも関わらず個人の尊厳を確保する社会的支援が不十分な状態であり、犯罪被害者等が平穏な生活を回復するには、様々な社会的・経済的ハードルを自力で超えていかなければならない状態にありました。そこで、国は、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成16年に犯罪被害者等基本法を制定しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し地域の状況に応じた施策を作成・実施することを地方公共団体の責務としており、静岡県では、平成27年から静岡県犯罪被害者等支援条例を施行し、平成28年に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

このようなことから、藤枝市では平成29年4月1日に「藤枝市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を施行しました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関して目的、基本理念、市及び市民等の責務や市が講ずべき施策などを定めています。そして、この度策定する「藤枝市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な日常生活を取り戻し、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、市条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくことを目的として策定するものです。

### 2 支援計画の位置付け

本計画は市条例第6条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画で、本市における犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行うため、到達点や具体的な推進施策を定めており、本市の犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、毎年度、施策の実施状況の確認、検証を行い、計画期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況など必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 犯罪被害者等支援について

### 1 犯罪被害者等支援施策の位置づけと支援施策の分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、「安全・安心なまち」に密接な関わりを持つものです。ここでは犯罪被害者等支援施策の位置づけと、その施策を推進するに当たってはどのような施策の分類があるか整理します。

#### (1) 犯罪被害者等支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体となった市民の安全・安心に資するものです。つまり、防犯施策は、犯罪被害の発生を防止する「事前の措置」であって、様々な施策を通じ犯罪を起こさせない、被害に遭わない社会をつくるものであるのに対し、犯罪被害者等支援施策は、そのような防犯施策をすり抜けて発生してしまった犯罪の被害に対する「事後の措置」として機能するものと位置づけることができます。

犯罪被害を受けないことが第一ですが、万が一犯罪被害にあってしまったときに一日も早い被害の軽減・回復に役立つ体制を整備することは、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現はもとより、より広い意味での「安全・安心なまち」に一層資するものです。

#### (2) 支援施策の分類

本市の犯罪被害者等支援施策は、大きく三分類に分かれます。

##### ① 条例による支援

市条例(含、施行規則)の個別の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した施策で、具体例としては、見舞金の給付(市条例第11条)があげられます。

##### ② 庁内連携による支援

本市の各部署の様々な事業には、給付制度や相談業務などを中心に犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、これを犯罪被害者等支援担当部署が調整役となり、当該部署間で連携協力しながら適用することで犯罪被害者等支援策として機能させようとするものです。「条例による支援」との大きな違いは、当該事業が犯罪被害者等支援として機能するのは、市条例とは別の当該事業の根拠法令上適用が可能な場合に限られるという点です。具体例として、被虐待児童の一時保護制度や高額療養費の支給制度などがあります。

##### ③ 関係機関連携による支援

本市が他の機関と連携協力することで効果的な支援を展開する支援です。平成29年3月に締結した藤枝警察署及び静岡犯罪被害者支援センター(以下「犯罪被害者支援センター」という。)との連携協定に基づき、迅速かつ的確な情報共有を行いながら、相互の補完的な関係性において各組織の長所を生かした効果的な支援を実施するものです。具体的には、警察署から犯罪被害者等に関する情報の提供を受け、警察署と連携して市の支援制度の説明や申請の補助を実施することがあげられます。

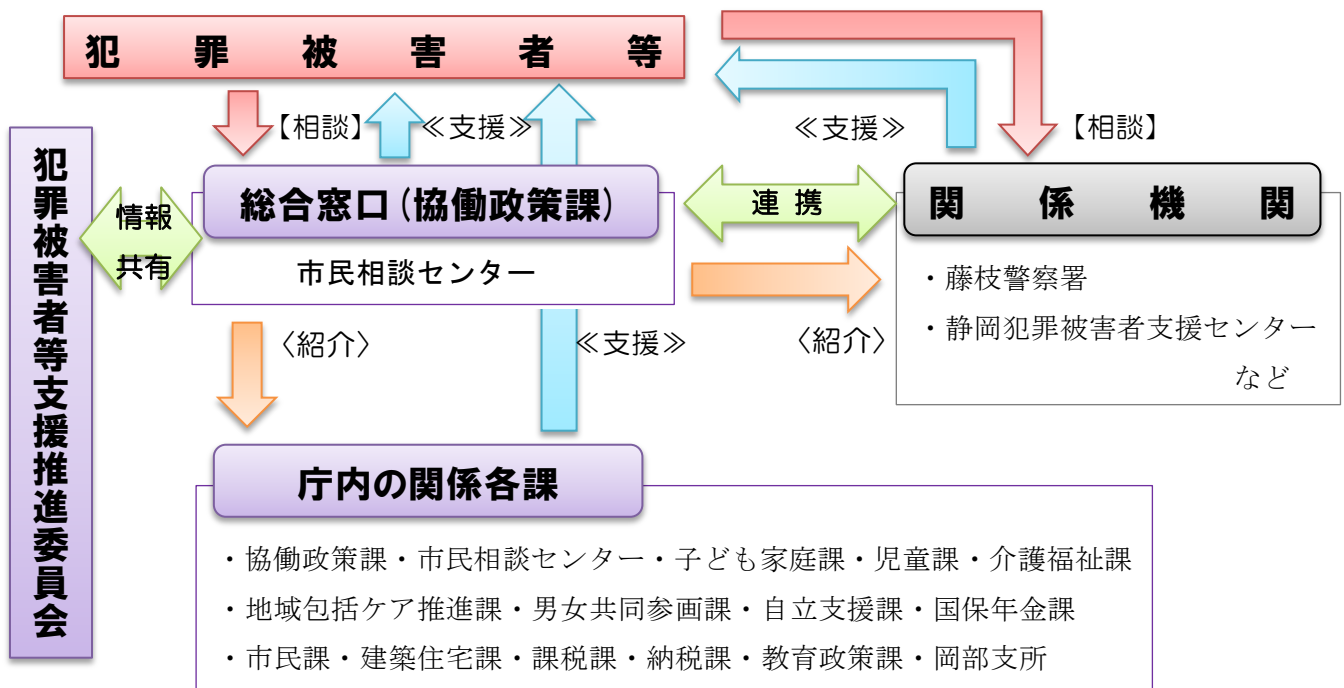
## 2 犯罪被害者等支援の目的と支援体制

犯罪被害者等支援の最終的な目的は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、重点を置くべきは、犯罪被害者等が各種支援策を通じて受けた被害を軽減及び回復し、平穏な日常生活を一日も早く、少しでも多く取り戻してもらうことにあります。また、犯罪被害者等の置かれる状態は、被害の程度や時間の経過とともに異なり、個々の状況に対応するためには多くの関係機関の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が必要になります。そのため市による質の高い支援策の提供はもちろんです、犯罪被害者等支援に関わる全ての関係機関の連携による支援が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援担当部署に置く総合的な窓口を中心に、犯罪被害者等の支援に関連する業務を行う庁内各部署との連携を図るとともに、犯罪被害者等の支援に関する連携協定に基づき藤枝警察署及び犯罪被害者支援センターとの連携をさらに強化し、犯罪被害者等の支援を実施します。

また、藤枝警察署及び犯罪被害者支援センターを含めて、庁内の関係各課による犯罪被害者等支援推進委員会を設置し、支援の状況や犯罪被害者を取り巻く環境等に関する情報を共有し、犯罪被害者等の総合的な支援の推進を図ります。

### 【 支 援 体 制 】



## 第3章 基本理念と取組の方向性

藤枝市は、市条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪被害者等が日常生活の中で楽しみや安らぎを感じ、人間らしい生活を取り戻すため、その置かれている個別的状況に配慮した対応を心掛けるとともに、犯罪被害を受けたときから平穏な日常を取り戻すまでの間、継続的な支援が可能になるよう4つの基本理念と取組の方向性を示します。

### 1 個人の尊厳を重んじた支援

犯罪被害者等は、何の落ち度もなく犯罪の被害を被ったにも関わらず、その尊厳は、これまであまり重要視されることはありませんでした。しかし、犯罪被害者等は、犯罪被害により私たちが想像できないほどの精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮などを抱えて生活していかなければならないことがあります。犯罪被害者等は、被った被害を忘れることはできませんが、個人の尊厳が尊重され日常の中で楽しみや安らぎを感じて生活する権利があります。

支援等の実施者は、このことを念頭におき、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

### 2 十分な理解と配慮

犯罪被害者等が、犯罪被害によって受けた被害の程度はそれぞれ異なります。犯罪被害者等は、それまでそれぞれが異なった日常生活を営んでおり生活環境や経済状況といった諸条件も異なっており、同一の犯罪行為であってもそれぞれの犯罪被害者等がその後におかれる状況は違っています。

したがって、犯罪被害者等への支援は、そのような犯罪被害者等の事情を十分に理解したうえで行う必要があります。支援等の実施者は、それぞれの立場で犯罪被害者等の個別的事情に十分配慮し、適切な支援活動を選択、実施します。

### 3 継続的な支援

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を取り戻す過程で必要となる支援の内容が変化してきます。例えば、犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な生活の場を確保するなどの緊急対応的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的状況や就労など生活環境の回復にかかわる支援に移行するようになります。

必要な支援内容が変化することは、適用される制度や担当機関等が変わることも多いため、支援等の実施者は、制度や担当機関が変わっても継続性を持って当該犯罪被害者等に対する支援等を行うなど、途切れることのない支援を行います。

#### 4 連携による支援

犯罪被害者等への支援は、「2 十分な理解と配慮」と「3 継続的な支援」で述べたように、個別の犯罪被害者等の状況等によって必要とする支援は異なること、また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化してくることから、より充実した支援を実施するためには関係機関等の連携が不可欠であり、犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取り扱いにも特段の配慮をしたうえで、各関係機関等と情報を共有し一層の連携強化を図り支援を行います。

## 第4章 重点(取組)項目

藤枝市は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻し、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう施策の実施においては、以下の4点を重点(取組)項目として設定しそれぞれの充実に向けた取り組みを進めていきます。なお、この4項目は、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」との整合性を図ることで一層効果的な支援を行うものです。

### 1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

犯罪被害者等は、犯罪行為によって被った被害について、どこに相談すればよいかわからなかったり、どのような支援を受けることができるのか知らなかったりする傾向にあります。そこで、犯罪被害者等の相談に乗り、選択可能な支援に関する情報提供などを行う必要があります。また、このような犯罪被害者等が必要とする情報提供を行う窓口を市役所に設けることにより、犯罪被害者等が最小限の労力でより多くの情報提供や支援を受けることができるよう努めます。

### 2 精神的・経済的支援

犯罪被害者等は、犯罪等により精神的な被害を受ける場合があります。精神的な被害には、パニックや不安、悲しみ、怒り、喪失感など様々なものがあり時間の経過とともに変化するといわれています。そのような精神状態に寄り添い、回復を支援する体制の構築に努めます。

また、犯罪被害者本人が死亡したり、怪我をしたりして働けなくなったなどの場合には、収入が途絶える一方で、様々な出費がかさんでしまい生活が困窮することがあります。国の給付金制度は手続きに時間を要することから、当座の生活資金には不安が残ります。そこで、本市は各種経済的支援の情報提供をするとともに、独自の見舞金を短期間の内に給付することで当座の経済的負担の緩和に努めます。

### 3 関係機関相互の連携

犯罪被害者等の支援は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因となった犯罪の種別等、個別の事情等によって必要とする支援が異なり、また多様な方面における支援が求められるため、個々の機関・団体で支援が途切れることなく、それぞれが役割を適切に果たしていくとともに、関係機関等が相互に連携した支援に努めます。

### 4 理解の増進

犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すためには、多くの人々の理解が必要となります。したがって、そのような周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれている状態を理解し、寄り添い、平穏な日常生活を取り戻す支えになってもらえるよう、犯罪被害者等に関する理解を促進するよう努めます。



## 第5章 到達点と推進施策

藤枝市は、市条例の目的である「犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復」、そして「犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現」のために、次のように重点項目別に【課題】を把握し、それを解決した先にある【到達点】を示し、そこに至るための【推進施策】を定め取り組んでまいります。

### 重点(取組)項目1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供(第7～8条関係)

#### (1) 支援についての教示(第7条)

##### 【課題】

犯罪被害者等は、犯罪行為によって被った被害について、どこに相談すればよいかわからなかったり、どのような支援を受けることができるのか知らなかったりすることが多く、途方に暮れるという事態が発生することもあります。

##### 【到達点】

相談を受けた職員が、相談窓口を訪れた犯罪被害者等の状況を適切に把握し、どのような種類の支援があるのか、どこで、どのようにすればその支援を受けられるのかをわかりやすく情報提供します。

##### 【推進施策】

- 藤枝警察署並びに犯罪被害者支援センターとの連携協定に基づき、常に犯罪被害者等の情報を収集することで、犯罪被害者等に対して、犯罪被害者支援について適時適切な教示を行います。【協働政策課】
- 犯罪被害者等に必要な支援制度や支援機関等の情報を提供します。【協働政策課・市民相談センター】
- 過去事例等の情報を収集するなどして、相談内容の充実及び担当者の対応能力の向上を図ります。【協働政策課】

#### (2) 総合的な窓口の設置(第8条第1項)

##### 【課題】

犯罪被害者等の支援窓口については、現状では犯罪被害者支援センターが多くを行っていますが、静岡市内にしかないため、より身近で相談できる窓口が必要です。

##### 【到達点】

身近な市役所にそのような総合的な窓口を設置し、犯罪被害者等の負担の軽減をはかり、最小限の労力でより多くの情報や支援を受けることを可能にします。

### 【推進施策】

- 犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた窓口を案内できるように総合的な窓口を設置します。【協働政策課】
- 犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた窓口を適切に案内できるように庁内各課の役割分担を明確にするとともに、関係機関の業務内容を周知します。【協働政策課】
- 法テラスの民事法律扶助制度(経済的に困窮した者が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行うもの)について情報提供を行います。【協働政策課】
- 市の制度について説明し、必要に応じて見舞金制度について情報提供します。【協働政策課】

### (3) 相談及び情報の提供等(第8条第2項)

#### 【課題】

犯罪被害者等が直面している問題のうち日常生活に関するものは様々であり、犯罪被害者等の事情に配慮しながら支援内容や関係部署・機関に関する情報提供を行う必要があります。

#### 【到達点】

犯罪被害者等の必要とする支援を、事情に配慮しながらその制度や関係部署・機関に関する情報を提供することができようにします。

### 【推進施策】

- DV(配偶者からの暴力)に関する相談の受付、関係機関との情報共有を行います。【子ども家庭課】
- 子どもの虐待被害に関する相談の受付(被虐待児童への心理的ケア含む)を行います。【子ども家庭課】
- 犯罪被害により高齢者の世話に不安のある場合の相談受付を行います。【地域包括ケア推進課】
- 犯罪被害者等となった児童・生徒の在校する学校にスクールカウンセラーを派遣します。【教育政策課】
- 犯罪被害者等となった女性に対し、犯罪被害で受けた精神的苦痛に関する相談の受付、関係機関の情報提供を行います。【男女共同参画課】
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の情報提供を行います。【子ども家庭課】
- 高次脳機能障害(脳が損傷されて、脳の精密な情報処理がうまくいかなかった状態のこと)に対する相談支援や関係機関との連絡調整を行います。【自立支援課】

- DV被害者に対する自立支援の援助を行います。 【子ども家庭課】
- 犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。 【子ども家庭課・児童課】
- 犯罪被害者等が障害者の場合、迅速かつ適切な保護等の相談対応を行います。 【自立支援課】
- 障害者差別解消法に関する障害者への差別と合理的配慮に対する相談対応を行います。 【自立支援課】
- 生活困窮者の自立支援に関する相談対応を行います。 【自立支援課】

### 【取組の体系】

重点項目	市条例条項	推進施策	担当課
犯罪被害者に対する各種情報提供	支援についての教示 (第7条関係)	必要な支援の適切な教示	協働政策課
		支援制度、支援機関の情報提供	協働政策課・市民相談センター
		支援の事例の収集と対応能力向上	協働政策課
	総合的な窓口の設置 (第8条第1項関係)	総合窓口の設置	協働政策課
		庁内役割分担と支援業務周知	協働政策課
		法テラス等の法的支援制度の情報提供	協働政策課
		市の支援制度の情報提供	協働政策課
	相談及び情報の提供等 (第8条2項関係)	DV相談受付、関係機関との情報共有	子ども家庭課
		子どもの虐待被害相談受付	子ども家庭課
		高齢者の生活支援の相談受付	地域包括ケア推進課
		スクールカウンセラーの派遣	教育政策課
		相談の受付、関係機関の情報提供	男女共同参画課
		母子父子寡婦福祉貸付金制度の紹介	子ども家庭課
高次脳機能障害の相談支援等		自立支援課	
DV被害者に対する自立支援		子ども家庭課	
犯罪被害者等の子育てに関する相談受付		子ども家庭課	
障害者虐待に関する相談対応		自立支援課	
障害者差別解消法に関する相談対応	自立支援課		
生活困窮者の自立支援の相談対応	自立支援課		

## 重点(取組)項目2 精神的・経済的支援（第9条～17条関係）

### (1) 付添い及び申請手続きの補助（第9条）

#### 【課題】

犯罪被害者等は、被害による心身の苦痛が残っている状況であっても、捜査機関や支援機関に出向いたりする必要があり、そのようなことは犯罪被害者等にとって困難な場合があります。

#### 【到達点】

犯罪被害者等に移動の必要が生じた場合には、その求めに応じて付添いや申請手続きの補助を行うことで、負担を軽減します。

#### 【推進施策】

- 犯罪被害者等の求めに応じて、付添いが可能な機関等を紹介します。  
【協働政策課、市民相談センター】
- 犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きに関する支援を行います。  
【協働政策課】

### (2) 物品貸与（第10条）

#### 【課題】

自宅などが放火された場合などはいうまでもなく、犯罪被害により経済的に困窮した場合や捜査機関による現場保存のために自宅への出入りが制限された場合など、生活、就業するうえで必要になる物品を犯罪被害者等が自ら確保できない状況があります。

#### 【到達点】

関係機関等のネットワークを通じて、可能な限り必要とされる物品等を用意し、貸与することで、日常生活や就労を補助します。

#### 【推進施策】

- 犯罪被害者等の依頼に応じて必要な物品等を貸与します。 【協働政策課】
- 犯罪被害者等からの要請による防犯ブザー等の供与について、犯罪被害者支援センターと連携して実施します。 【協働政策課】

### (3) 見舞金の給付（第11条、第12条、第13条）

#### 【課題】

犯罪被害者等は、被害により収入が途絶えたり、就労が困難になったり、また、高額な治療費の支払いなどといった経済的な負担により、日常生活が苦しくなる場合があります。

**【到達点】**

犯罪に起因して発生する被害者等の経済的負担を軽減するため、警察署との連携により犯罪被害に関する情報収集及び提供を行うとともに、被害者等が死亡または重症病を負った場合には見舞金を支給します。

**【推進施策】**

- 犯罪被害等の情報収集を積極的に行います。 【協働政策課】
- 見舞金の支給対象となる事件が発生した場合には、被害者等に対しすみやかに支給手続きを説明します。 【協働政策課】

**(4) 日常生活支援（第14条）****【課題】**

犯罪被害者等は被害により日常生活に大きな変化が生じ、それまでの生活ができない状況になることもあります。その影響は、心身、育児、家事、家計など多岐に及びます。そして、影響の程度は個人によって異なるため必要な支援がそれぞれ異なります。

**【到達点】**

平穏な日常生活を取り戻すために必要な各分野の事業が、緊密な連携のもと犯罪被害者等の置かれた状況に応じて各種制度を活用します。

**【推進施策】**

- 犯罪被害者等の同意を得て、民間支援団体である犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。 【協働政策課】
- 療養費及び高額療養費の支給制度について犯罪被害者等に説明し、要件を満たす場合は申請手続きについて案内します。 【国保年金課】
- 第三者による傷病届出制度の説明と届出手続きを案内します。 【国保年金課】
- 障害年金の説明と手続き方法を案内します。 【国保年金課】
- 児童扶養手当について説明し、申請手続きについて案内します。 【子ども家庭課】
- 犯罪被害者等がひとり親家庭となった場合に、医療費の助成制度に関する説明と申請手続きを案内します。 【子ども家庭課】
- 要保護及び準要保護児童生徒援助費制度の説明と申請手続きを案内します。 【教育政策課】
- 私立幼稚園奨励費補助制度の説明と申請手続きを案内します。 【児童課】
- 保育園保育料の減免制度の説明と申請手続きを案内します。 【児童課】
- 税の減免や控除を受けるための相談や申請方法の説明（医療費控除、寡婦控除、その他住民税一般、固定資産税）をします。 【課税課】
- 犯罪被害者等に対する納税相談を行います。 【納税課】
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の説

- 明と手続き方法を案内します。 【国保年金課】
- 生活福祉資金貸付制度の説明と手続き方法を案内します。 【自立支援課】
- 犯罪被害者等の状況によって生活保護法に基づく生活保護を適用します。 【自立支援課】
- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の説明と手続き方法を案内します。 【自立支援課】
- 自立支援医療費支給制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の説明と手続き方法を案内します。 【自立支援課】
- 障害者に対する医療助成制度（重度障害者（児）医療助成・精神障害者医療費助成）の説明と手続き方法を案内します。 【自立支援課】
- 障害者に対する障害福祉サービス制度の説明と申請手続き等を案内します。 【自立支援課】
- 地域活動支援センターの活動内容や利用手続き等を案内します。 【自立支援課】

#### (5) 一時保護（第15条）

##### 【課題】

犯罪被害者等が、被害により精神的苦痛を感じ日常生活に著しい支障を生じるときや、加害者が逮捕されず身体に危険を感じているときなどのほか、虐待やDVなどが現になされているときなど、犯罪被害者等の身体を一時的に保護しなければならない場合があります。

##### 【到達点】

生命、身体に対して危害が及ぶおそれがある場合には、犯罪被害者等の安全を確保するため一時的に保護します。

##### 【推進施策】

- 警察などの関係機関及び関係各課と連携した保護対策を行います。 【協働政策課】
- 再被害に対する警察及び関係各課と連携した安全対策を行います。 【協働政策課】
- DV被害者の避難所への一時保護を実施します。 【子ども家庭課】
- 被虐待児童の一時保護を実施します。 【子ども家庭課】
- 被虐待障害者の一時保護を実施します。 【自立支援課】
- 被虐待高齢者の一時保護を実施します。 【地域包括ケア推進課】
- 学校における虐待発見時の通知義務を周知徹底します。 【教育政策課】

## (6) 施設入所支援（第 16 条）

### 【課題】

犯罪被害者等が、身体の安全や精神的な安定のため専門的な施設に入所できるようにする必要があります。

### 【到達点】

一時保護を行った犯罪被害者等に対して必要と判断した場合には、一時保護した施設その他適切な施設への入所を支援します。

### 【推進施策】

- 被虐待児童の児童養護施設などへの入所支援を行います。 【子ども家庭課】
- 被虐待高齢者の施設入所支援を行います。 【地域包括ケア推進課・介護福祉課】
- 被虐待障害者の施設入所支援を行います。 【自立支援課】

## (7) 住居支援（第 17 条）

### 【課題】

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となることで物理的に居住困難になった場合、加害者が逮捕されず自宅も知られているため恐怖や不安で帰宅できない場合に、安全に生活できる環境が必要です。

### 【到達点】

犯罪被害者等の事情に配慮し、自宅の代わりとなる安全で安心な居住環境を確保します。

### 【推進施策】

- 自宅が犯罪行為の現場となった場合には、ハウスクリーニングについて藤枝警察署と協議します。 【協働政策課】
- 犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に住居を確保する必要がある場合には、市営住宅へ入居できるよう配慮します。 【建築住宅課】

## (8) 個人情報の保護（第 18 条）

### 【課題】

犯罪被害者等は、被害の内容などの情報を支援に無関係な者に知られることで、二次被害を受けたり、身体にさらなる危害を加えられたりする場合があるため、その情報は厳重に管理される必要があります。

**【到達点】**

犯罪被害者等の情報は、支援に関わらない者や機関に対してみだりに提供しません。

**【推進施策】**

- DV被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、及び各種証明(住民票・戸籍附表含む)発行制限を行います。

【市民課、納税課、協働政策課(地区交流センター)、岡部支所】

**【取組の体系】**

重点項目	市条例条項	推進施策	担当課	
精神的・経済的支援	付添い及び申請手続き補助(第9条関係)	付添い可能機関の紹介	協働政策課・市民相談センター	
		犯罪被害者給付金の申請等手続き支援	協働政策課	
	物品貸与(第10条関係)	必要な物品等貸与先紹介	協働政策課	
		犯罪被害者等への防犯用品の供与	協働政策課	
	見舞金の給付(第11条関係)	犯罪被害等に関する情報収集	協働政策課	
		見舞金の支給制度の内容等の周知	協働政策課	
	日常生活支援(第14条関係)		警察・犯罪被害者支援センターへの情報提供・連携	協働政策課
			療養費・高額療養費の支給制度	国保年金課
			第三者による傷病届出制度	国保年金課
			障害年金制度	国保年金課
			児童扶養手当	子ども家庭課
			ひとり親家庭への医療費助成	子ども家庭課
			要保護及び準保護児童生徒援助費制度	教育政策課
			私立幼稚園奨励費補助制度	児童課
			保育園保育料の減免制度	児童課
			税の減免・控除	課税課
納税相談			納税課	
国保税等の減免及び国民年金保険料の免除			国保年金課	
生活福祉資金貸付制度			自立支援課	
生活保護法に基づく生活保護	自立支援課			
障害者手帳の説明と手続き案内	自立支援課			



精神	日常生活支援 (第14条関係)	自立支援医療費支給制度	自立支援課
		障害者に対する医療費助成制度	自立支援課
		障害者に対する障害福祉サービス制度	自立支援課
		地域活動支援センター利用案内	自立支援課
的	一時保護 (第15条関係)	関係機関連携による保護対策	協働政策課
		再被害に対する安全対策	協働政策課
		DV被害者の避難所への一時保護	子ども家庭課
		被虐待児童者の一時保護	子ども家庭課
		被虐待障害者の一時保護	自立支援課
		被虐待高齢者の一時保護	地域包括ケア推進課
		学校における虐待発見時の通知義務	教育政策課
経	施設入居支援 (第16条関係)	児童養護施設などへの入所支援	子ども家庭課
		高齢者施設などへの入所支援	地域包括ケア推進課 介護福祉課
		障害者施設などへの入所支援	自立支援課
支	住居支援 (第17条関係)	犯罪現場のハウスクリーニング協議	協働政策課
		犯罪被害者等に対する市営住宅の提供	建築住宅課
援	個人情報の保護 (第18条関係)	DV被害者等に関する住民基本台帳の 閲覧制限、各種証明の発行制限	市民課・納税課・協働 政策課(地区交流セン ター)、岡部支所

### **重点(取組)項目3 関係機関相互の連携**

#### **(1) 支援体制の整備 (第19条)**

##### **【課題】**

犯罪被害者等支援は、関係機関及び市役所関係課間での適切な情報共有に基づき、連携して対応する必要があります。

##### **【到達点】**

関係機関及び市役所関係課で構成される「犯罪被害者等支援推進委員会」を開催し、一体となって犯罪被害者等支援ができるような連携協力関係を構築します。

##### **【推進施策】**

- 犯罪被害者等支援推進委員会を開催し、関係機関及び関係課との情報共有、連携強化を図ります。 **【関係機関・関係各課】**

#### **(2) 被害者支援連絡協議会における連携 (第20条)**

##### **【課題】**

県内における犯罪被害者等支援は、公共機関のほか民間の支援団体等の活動に支えられており、そのような機関・団体との情報共有や支援ノウハウを学ぶ必要があります。

##### **【到達点】**

藤枝警察署、市役所関係各課及び民間支援団体等で組織する「被害者支援連絡協議会」に参加し、参加団体等との連携関係を構築します。

##### **【推進施策】**

- 被害者支援連絡協議会への出席と参加団体との連携の強化を図ります。 **【協働政策課・市民相談センター・教育政策課】**

#### **(3) 関係機関のネットワークの強化 (第20条)**

##### **【課題】**

犯罪被害者の支援は、藤枝警察署が所管する「被害者支援連絡協議会」が年2回程度の会議を開催し情報交換を実施され、既にネットワークが形成されているためそこに加わる必要があります。

##### **【到達点】**

被害者支援連絡協議会を構成する団体等のほか、犯罪被害者等を支援する関係機関との緊密な連携を図り、緊急時にも対応可能なネットワークの構築に努めます。

### 【推進施策】

- 関係機関等の連携を強化するため、連絡網を作成します。 【協働政策課】
- 各種会合や研修会等に参加し、藤枝市の取組みを紹介するとともに、情報交換を行うことで他の自治体等とのネットワークを構築します。 【協働政策課】
- 県内の民間支援組織等に関する情報を収集するとともに連携の強化を図ります。 【協働政策課】

### 【取組の体系】

重点項目	市条例条項等	推進施策	担当課
関係機関相互の連携	支援体制の整備 (第19条関係)	犯罪被害者等支援推進委員会の開催と連携強化	関係機関 関係各課
	被害者支援連絡協議会に参加 (第20条関係)	被害者支援連絡協議会に出席	協働政策課
	関係機関と連携強化 (第20条関係)	関係機関等と連絡網作成	協働政策課
		会合や研修で他の地方公共団体と情報交換	協働政策課
	県内の民間支援組織と連携強化	協働政策課	

## **重点(取組)項目 4 理解の増進**

### **(1) 市民の理解の増進 (第21条)**

#### **【課題】**

市民が犯罪被害者等に接する機会や置かれた立場、必要としている支援について知る機会が乏しく、犯罪被害者等の実情に対する理解・関心は十分とは言えない状況であり、それが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の要因になりかねません。また、既に実施されている支援施策についても市民に広く認知してもらう必要があります。

#### **【到達点】**

一人でも多くの市民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援などについて、幅広く広報啓発活動に努めます。

#### **【推進施策】**

- 広報ふじえだやホームページなどを活用した広報及び啓発に努めます。  
【協働政策課】
- 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせた集中的な広報や街頭活動を行い市民の理解を増進します。  
【協働政策課】
- こころの教育の推進による犯罪被害者等に対する理解の促進に努めます。  
【教育政策課】

### **(2) 支援に従事する職員等に対する研修等 (第21条)**

#### **【課題】**

犯罪被害者等に均等な支援を提供するためには、支援に携わる者の知識や対応能力が一定の水準に達していることが必要です。

#### **【到達点】**

犯罪被害者支援施策のうち、犯罪被害者等支援に従事する職員や民間支援団体の職員及びボランティア等を対象とした研修等に参加させるなど、人材育成を図ります。

#### **【推進施策】**

- 犯罪被害者支援に従事する職員向け研修会への参加による知識、技能の向上に努めます。  
【協働政策課・市民相談センター】
- 犯罪被害者遺族などによる市職員向けの講演会などを実施し全庁的な理解を深めるよう努めます。  
【協働政策課】

- 担当業務の研修による犯罪被害者等支援の必要性の理解に努めます。

【関係各課】

【取組の体系】

重点項目	市条例条項	推進施策	担当課
理解の促進	市民の理解の促進 (第21条関係)	広報ふじえだやホームページの活用	協働政策課
		犯罪被害者週間に合わせた広報や街頭啓発	協働政策課
		こころの教育推進による理解の促進	教育政策課
	職員に対する研修等 (第21条関係)	犯罪被害者支援担当者研修への参加	協働政策課
		犯罪被害者遺族などによる市職員向け研修	協働政策課
		担当業務の研修による支援の必要性理解	関係各課

## 第6章 支援計画の進行管理

本計画に基づき、犯罪被害者等の支援をより効果的に実施するため、毎年度開催する犯罪被害者等支援推進委員会において、各部署における支援の実施状況に関する情報の共有を図るとともに、犯罪被害者等への対応事例をもとに犯罪被害者等に対する支援や情報提供の検証を行い、より良い被害者等の支援につなげます。

### 1 支援状況の調査

毎年度、関係部署において実施した犯罪被害者等に対する支援（相談の受付、各種支援策の申請、保護、見舞金の給付状況等）の実施状況についての調査を行います。

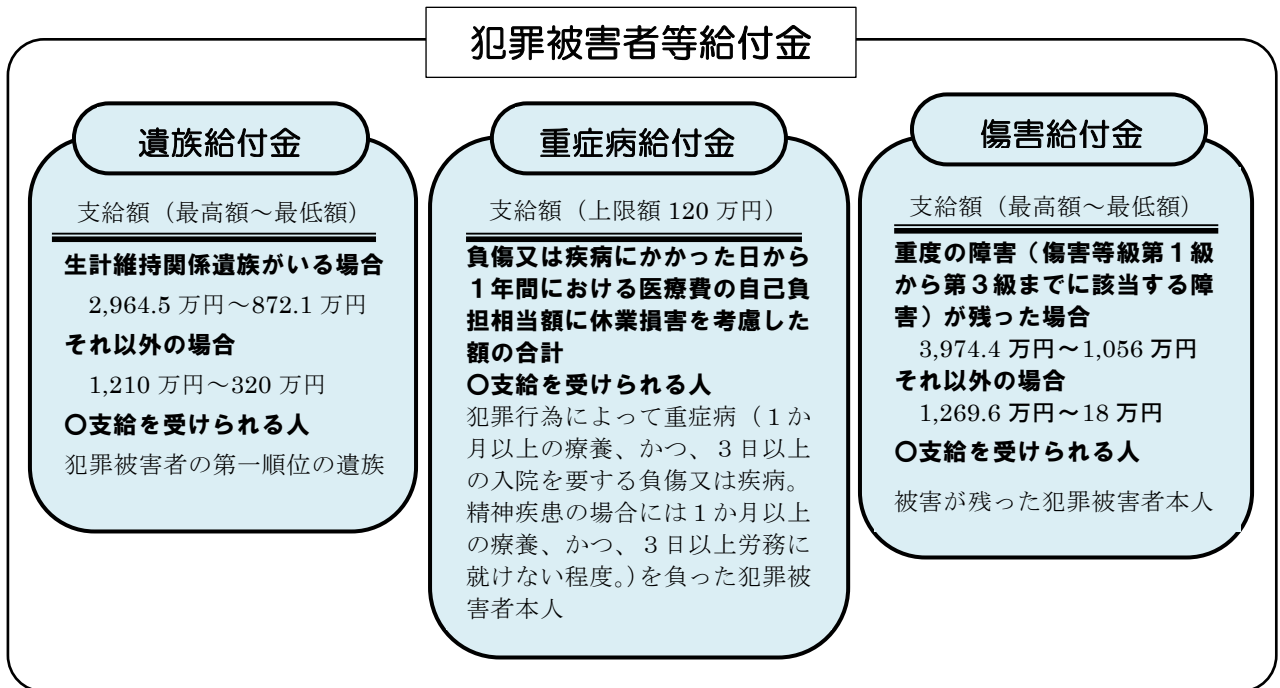
### 2 犯罪被害者等支援推進委員会における情報共有と検証

支援状況の調査結果を取りまとめ、犯罪被害者等支援推進委員会に報告し、関係機関及び関係課において、犯罪被害者等の支援状況に関する情報の共有を図り、各部署の対応事例をもとに支援状況を検証し、その結果を次年度の事業や取り組みに反映します。



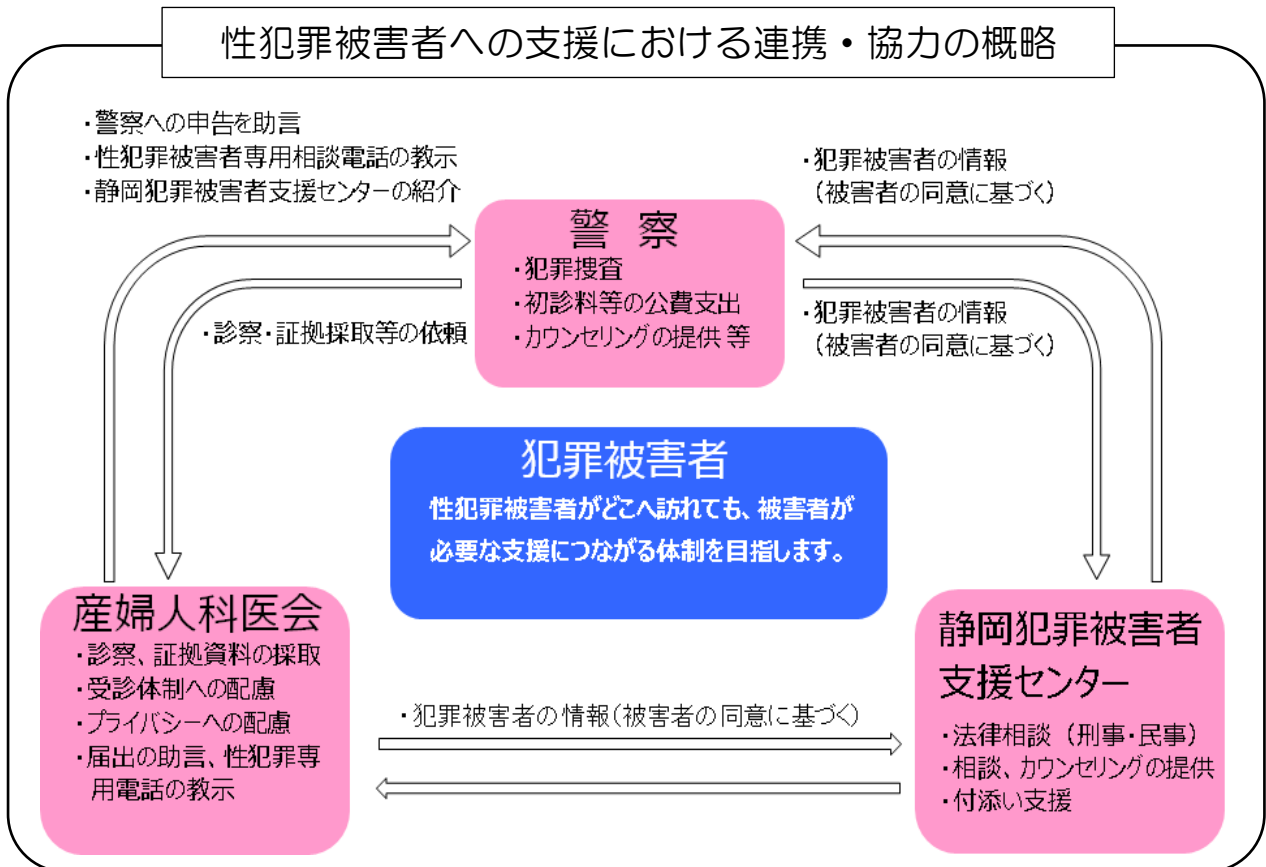
**資料編**

## 資料編 1 犯罪被害者等給付金の概要



[出展：静岡県犯罪被害者等支援推進計画]

## 資料編 2 性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定

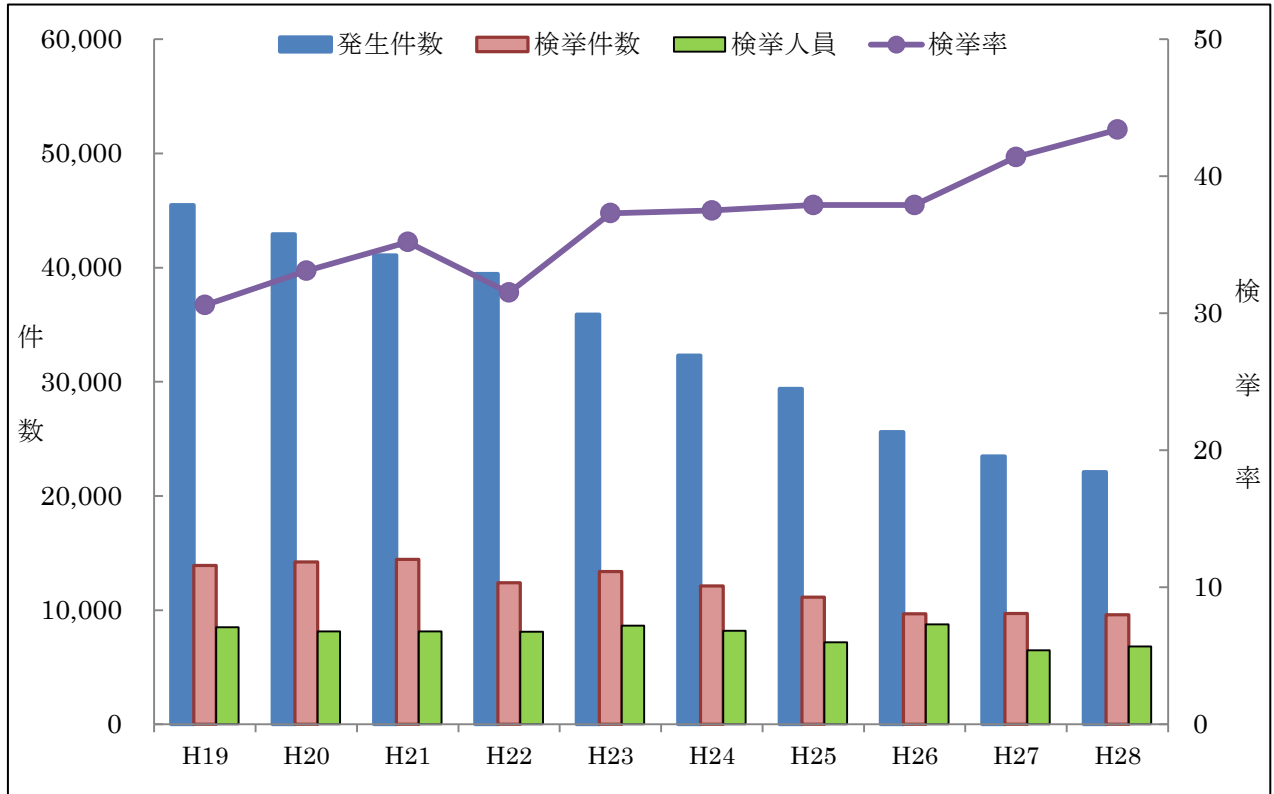


[出展：静岡県犯罪被害者等支援推進計画]



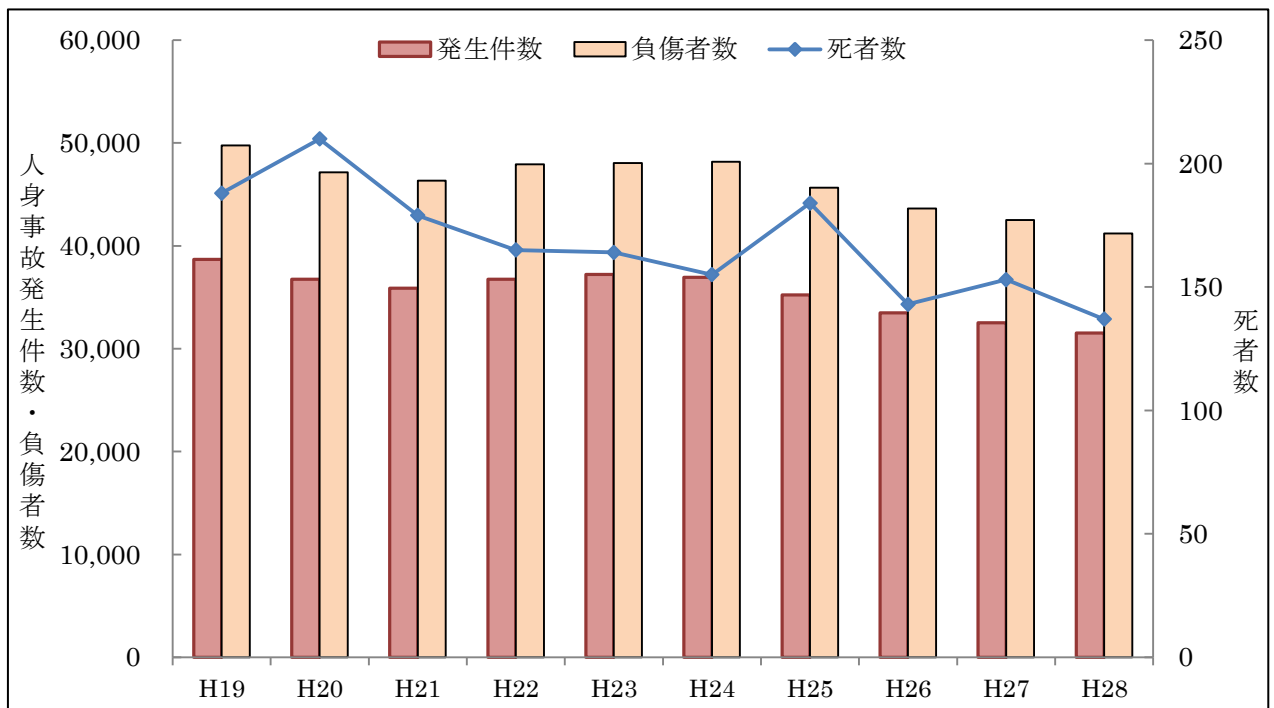
### 資料編 3 静岡県内における事件・事故の推移等

#### 1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移



[出展：藤枝市の犯罪・交通事故統計]

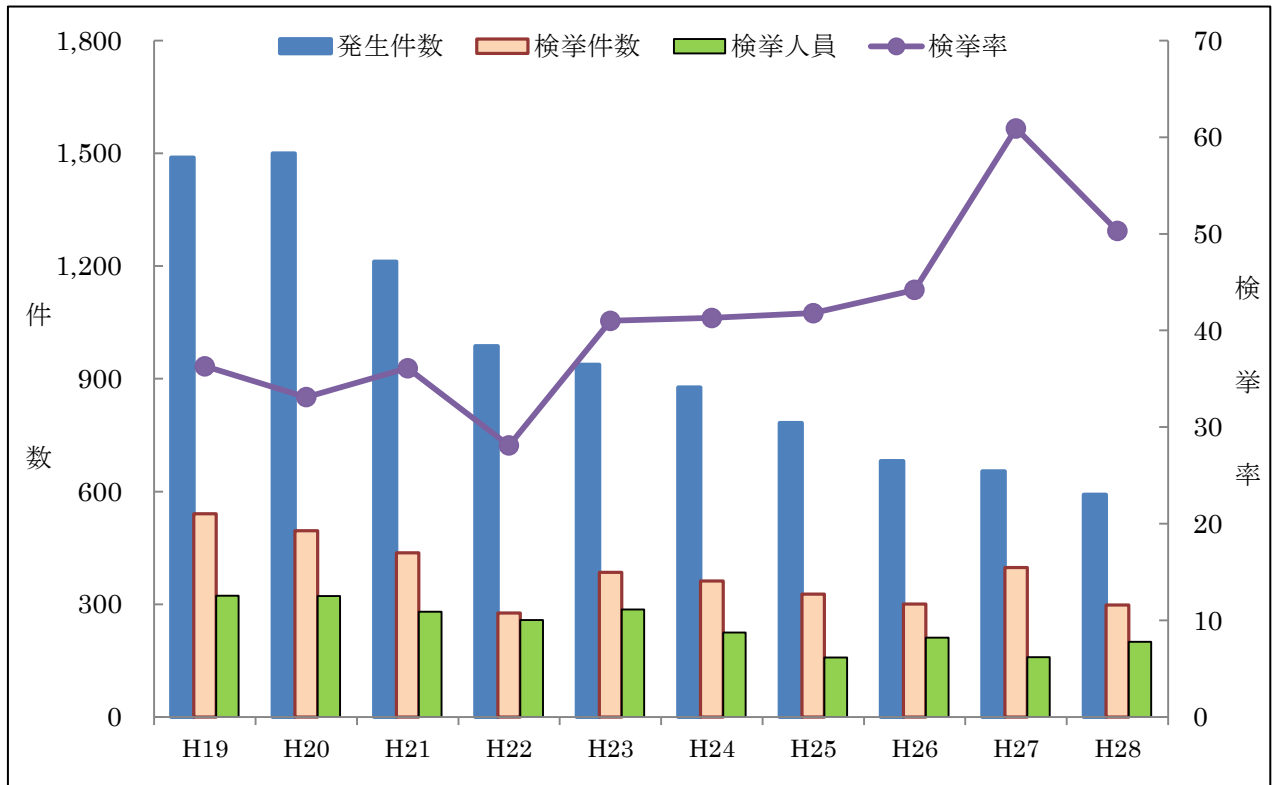
#### 2 交通事故の推移



[出展：藤枝市の犯罪・交通事故統計]

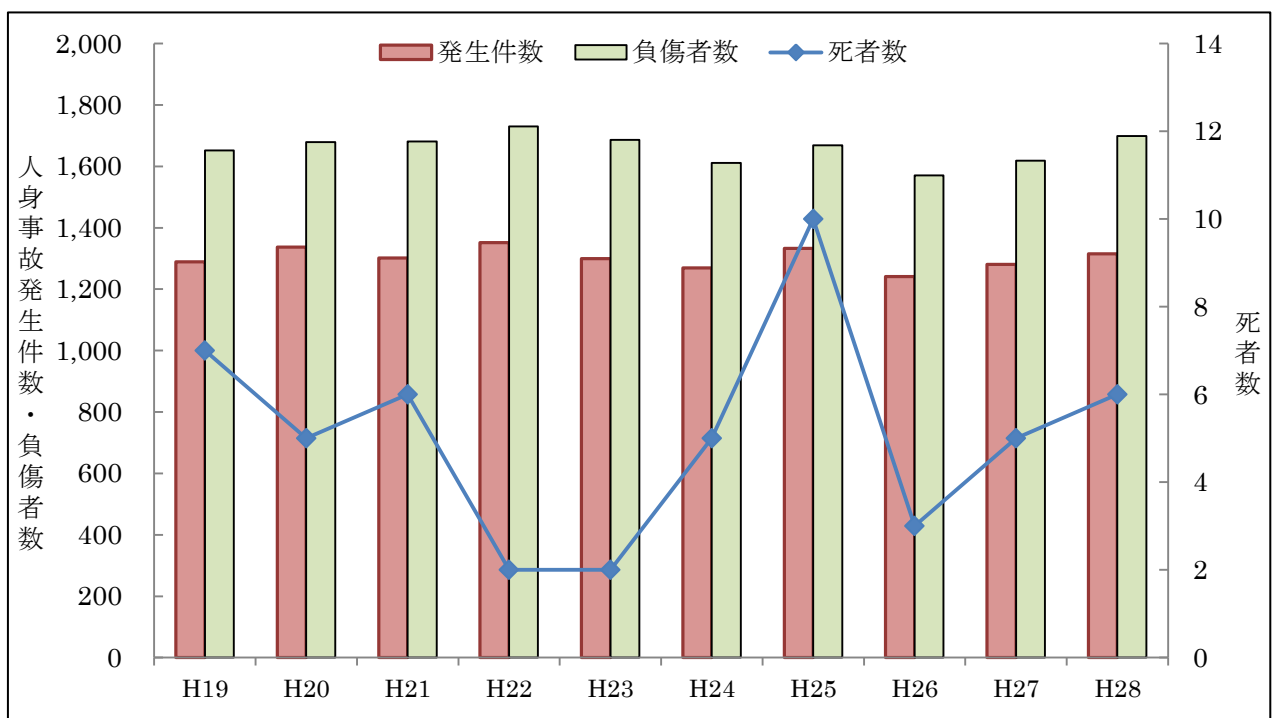
## 資料編 4 藤枝市内における事件・事故の推移等

### 1 刑法犯発生状況の推移



[出展：藤枝市の犯罪・交通事故統計]

### 2 市内の人身事故発生件数



[出展：藤枝市の犯罪・交通事故統計]

## 資料編 5 藤枝市犯罪被害者等支援条例・施行規則

### 藤枝市犯罪被害者等支援条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 支援の内容（第7条—第18条）
- 第3章 支援体制の整備（第19条—第21条）
- 第4章 その他（第22条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、藤枝市における犯罪被害者等の支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等とは、法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- （2）犯罪被害者等とは、法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- （3）関係機関等とは、国、静岡県、その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に係る民間の団体をいう。
- （4）市民等とは、市内に住所（法人にあっては所在地）を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- （5）犯罪被害者等支援とは、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な市民生活を営むことができるようにするための取組をいう。

##### （基本理念）

第3条 すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、犯罪被害者等支援により、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有している。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が市民生活を営むうえで置かれている状況その他の事情に十分な配慮をして、講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援を継続して講ずるものとする。
- 4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

##### （市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の状況その他の事情に配慮するとともに

に、市、及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第6条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

## 第2章 支援の内容

(犯罪被害者等支援の原則)

第7条 市は、第9条から第11条及び第14条から第17条の犯罪被害者等支援について、犯罪被害者等に対し、教示を行わなければならない。

(相談、情報提供)

第8条 市は、犯罪被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の窓口において、犯罪被害者等の相談を受付け、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度・関係機関等の情報を提供するものとする。

3 市は、犯罪被害者等から得た情報について、第三者などに漏えい等することのないよう、厳重に取り扱わなければならない。

(付添い、申請手続きの補助)

第9条 市は、犯罪被害者等が移動する場合において、必要と判断したときは、その移動に付添うことができる。

2 市は、犯罪被害者等が、その支援に関する申請等を行う場合、必要に応じて手続きを補助することができる。

(物品貸与)

第10条 市は、犯罪被害者等が生活、就業するうえで必要になると判断した物品を、貸与することができる。

(見舞金の給付)

第11条 市は、犯罪被害者等に対し、被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

(見舞金の給付制限)

第12条 前条の見舞金は、当該犯罪被害者等が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができない。

(1) 犯罪被害者が、不法な目的をもって犯罪被害を受けた場合。

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者の関係その他当該犯罪被害が発生した総合的な事情から、給付金等を支給することが社会通念上適切でない場合。

(見舞金の返還)

第13条 虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けていた者又は見舞金の給付を受けた者で第11条各号に該当することが判明した者は、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

(日常生活支援)

第14条 市は、第9条から第10条に掲げるもののほか、犯罪被害者等が平穏な市民生活を取り戻すために必要となる、金銭支援以外の支援を行うことができる。

(一時保護)

第 15 条 市は、犯罪被害者等の状況から、平穏な市民生活を送ることに重大な支障があると判断した場合には、犯罪被害者等を一時的に保護しなければならない。

2 前項の場合において、市は、関係機関による一時保護が適切であると判断した場合は、遅滞なく関係機関にその要請をしなければならない。

(施設入所支援)

第 16 条 市は、前条第 1 項の一時保護を行い必要と判断した場合、又は犯罪被害者等の状況から必要と判断した場合には、その施設入所を支援するものとする。

(住居支援)

第 17 条 市は、犯罪被害者等に対し、市営住宅を優先的に提供することができる。

(住民基本台帳等の保護)

第 18 条 市は、犯罪被害者等に関する住民基本台帳等の個人情報を、当該犯罪被害者等支援に関わらない者に対して、提供してはならない。

第 3 章 支援体制の整備

(基本的支援体制の整備)

第 19 条 市は犯罪被害者等に対して必要な支援が行えるよう、総合的かつ効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携協力)

第 20 条 市は関係機関と連携協力して被害者等の支援体制を構築する措置を講ずるものとする。

(理解の促進)

第 21 条 市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉、平穏な生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 その他

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 藤枝市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市犯罪被害者等支援条例(平成29年藤枝市条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(犯罪被害者等支援の手続き)

第2条 犯罪被害者等は、条例第9条、第10条、第15条、第16条及び第17条の支援を受けようとする場合、概ね次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 犯罪により被害を被った者との関係
- (4) 犯罪被害発生日
- (5) 被害の種類
- (6) 希望する支援内容

(総合的な窓口)

第3条 条例第8条に規定する総合的な窓口(以下「窓口」という。)は、犯罪等の態様や犯罪被害者等の状況に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 2 窓口で相談を受ける職員は、犯罪被害者等支援に関する研修等により能力向上に努めなければならない。
- 3 窓口で受けた相談等については、犯罪被害者等相談受付票(第1号様式)に記録するものとする。

(付添い、申請手続きの補助)

第4条 条例第9条第1項において、付き添いをするのできる移動はおおむね次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への移動
  - (2) 行政機関への移動
  - (3) 医療機関への移動
  - (4) 犯罪被害者等支援機関への移動
  - (5) その他犯罪被害者等の状況から付き添いが必要と市長が判断した場合における移動
- 2 条例第9条第2項の規定により補助することができる申請等とはおおむね次のとおりとする。
- (1) 捜査機関への申請等
  - (2) 行政機関への申請等
  - (3) 犯罪被害者等支援機関への申請等
  - (4) その他犯罪被害により申請等が必要となったもので市長が補助する必要があると判断したもの

(貸与物品)

第5条 条例第10条の規定により貸与するのできる物品は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 家事に必要な物品
- (2) 育児に必要な物品

- (3) 就業に必要な物品
- (4) 介護に必要な物品
- 2 前項各号の物品は、犯罪被害があつてから3か月を過ぎた場合には貸与することができない。
- 3 第1項各号の物品の貸与期間は、6か月を限度とする。ただし、市長が必要があると認めた場合は延長することができる。

(見舞金の給付)

第6条 条例第11条の見舞金(以下「見舞金」という。)の額は、次の各号に掲げる被害の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する見舞金 30万円
- (2) 犯罪等により全治1か月以上の負傷疾病を負った者に対して支給する見舞金 5万円
- 2 前項の見舞金は、自動車損害賠償責任保険の対象となる被害には支給することができない。ただし、当該犯罪被害が発生した事情から市長が必要とみとめた場合は支給することができる。
- 3 犯罪等により被害を被った者が、第1項第2号の見舞金の支給を受けたあとで当該犯罪行為が原因で死亡した場合、同項第1号の見舞金の給付額は、同項第2号の見舞金を控除した額とする。

(遺族の範囲)

- 第7条 前条第1項第1号及び前条第3項の見舞金は、犯罪等により被害を被った者が死亡したとき、その者と生計を一にしていた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に支給することができる。
- 2 市は、見舞金の支給を受けるべき者が2人以上いる場合は、その者の中から選定された代表者に対して当該見舞金を支給するものとする。この場合において、代表者は、見舞金受給代表者選定に関する届出書(第2号様式)による届け出るものとする。

(見舞金の申請)

第8条 見舞金の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書(第3号様式)に当該各号に定める書類を添えて申請するものとする。

- (1) 第7条第1項第1号の見舞金 次に掲げる書類
  - ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
  - イ 申請者と犯罪等により被害を被った者である市民との続柄を証する戸籍等、地方公共団体が発行する証明書
  - ウ その他犯罪被害があつたことが証明できるものとして市長が認める書類
- (2) 第7条第1項第2号の見舞金 次に掲げる書類
  - ア 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書
  - イ その他犯罪被害があつたことが証明できるものとして市長が認める書類
- 2 見舞金の申請は、死亡又は負傷疾病の被害が発生してから1年以内にしなければならない。
- 3 第1項の申請は、委任することができる。

(見舞金給付の決定)

第9条 市長は前条の申請があった場合、速やかに審査を行い給付の可否を決定しなければならない。

2 前項の決定をした場合、市長は申請者に対し犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(第4号様式)又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(日常生活支援)

第10条 条例第14条において規定する日常生活支援は、おおむね次のものをいう。

(1) 家事に関すること

(2) 育児に関すること

(3) 介護に関すること

(4) その他平穏な日常生活を送るために必要な事項と市長が判断したもの

2 前項各号の支援は、犯罪被害があつてから6か月を過ぎた場合にはこれを行うことができない。

3 第1項各号に掲げる支援の日数は、それぞれの支援の日数を通じて原則として90日以内とする。

4 市長は、第1項各号に掲げる支援の全部又は一部を委託することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



## 資料編 6 藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会

### 藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会設置要領

#### (設置)

第1条 藤枝市は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援を推進する目的で、藤枝市犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）を策定し、犯罪被害者等支援に関する情報共有、調査研究、協議等を行うために、藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次掲げる事務を所掌する。

- (1) 藤枝市犯罪被害者等支援推進計画の策定に関すること
- (2) 犯罪被害者等支援に関する情報共有、調査研究、協議等

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、市民文化部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化部長
- (2) 課税課長
- (3) 納税課長
- (4) 市民相談センター所長
- (5) 男女共同参画課長
- (6) 市民課長
- (7) 自立支援課長
- (8) 児童課長
- (9) 子ども家庭課長
- (10) 介護福祉課長
- (11) 地域包括ケア推進課長
- (12) 国保年金課長
- (13) 建築住宅課長
- (14) 教育政策課長
- (15) 岡部支所長
- (16) 藤枝警察署警務課長
- (17) 静岡県犯罪被害者支援センター専務理事
- (18) 協働政策課長

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、4月1日以降に委員長又は委員になったときは、翌年の3月31日までとする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 会議には、委員のほか、委員を代理する者が出席できるものとする。

(作業部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査又は検討等を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会には部会長を置き、部会長が必要に応じ対象となる部会員を招集し、開催するものとする。

3 部会長は、協働政策課長をもって充てる。

4 部会員は、計画策定に係る部署の係長相当職をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協働政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。

## 藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会 名簿

(H29. 10. 1 現在)

		役 職	氏 名
1	委員長	市民文化部長	大石 和利
2	委員	藤枝警察署警務課長	永島 明彦
3	委員	静岡犯罪被害者支援センター専務理事	高橋 陽悦
4	委員	課税課長	杉原 一行
5	委員	納税課長	佐藤 滋房
6	委員	市民相談センター所長	片山 優
7	委員	男女共同参画課長	曾根 良朗
8	委員	市民課長	中山 啓二
9	委員	自立支援課長	中村 正秀
10	委員	児童課長	矢部 史子
11	委員	子ども家庭課長	岡村 英志
12	委員	介護福祉課長	横馬 勉
13	委員	地域包括ケア推進課長	藁科 仁美
14	委員	国保年金課長	八木 章仁
15	委員	建築住宅課長	小柳津 好弘
16	委員	教育政策課長	片山 豊実
17	委員	協働政策課長	山田 雅己
	事務局	交通安全対策室	大塚 浩充
	事務局	協働政策課	寺田 秀樹
	事務局	協働政策課	杉田 一樹

## 資料編 7 藤枝警察署 被害者支援連絡協議会会則等

### 藤枝警察署被害者支援連絡協議会会則

#### (名称)

第1条 この会は、藤枝警察署被害者支援連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 連絡協議会は、犯罪により被害を受けた者及びその遺族に対する支援、被害の回復・軽減及び再発防止(以下「被害者支援」という。)活動を効果的に推進することを目的とする。

#### (事業)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者支援に関する情報の交換に関すること。
- (2) 被害者支援に関する協力・共助に関すること。
- (3) 被害者支援に関する研究、研修及び広報に関すること。
- (4) その他被害者支援に関すること。

#### (構成員)

第4条 連絡協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、それぞれ別表に掲げるものをもって充てる。

#### (顧問)

第5条 連絡協議会に顧問を置くことができる。

#### (運営)

第6条 連絡協議会は、会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、連絡協議会への出席を求めることができる。

#### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、藤枝警察署警務課に置く。

#### 附 則

この会則は、平成12年11月22日から施行する。

この会則は、平成17年6月24日から施行する。

藤枝警察署被害者支援連絡協議会構成員

役 員	職 名
会 長	藤枝警察署長
副 会 長	藤枝駿府病院長
	鈴木レディースクリニック院長
委 員	中部健康福祉センター副支部長兼福祉課長
	藤枝市市民文化部協働政策課長
	藤枝市教育委員会学校教育監
	藤枝市市民相談センター所長
	藤枝商工会議所専務理事
	藤枝警察署副署長
	同 会計課長
	同 生活安全課長
	同 地域課長
	同 刑事課長
	同 交通課長
	同 警備課長
同 少年サポートセンター	
事 務 局	藤枝警察署警務課長
	同 警務課相談係長

◎支援対象事件

①刑事事件関係

殺人、強盗致傷、強盗強姦、強盗致死、強姦、強制わいせつ、準強姦、  
強制わいせつ等致死傷、傷害致死、傷害（全治1か月以上）等

②交通事故事件

死亡事故、重傷事故、ひき逃げ事件等



## 藤枝市犯罪被害者等支援推進計画

平成 30 年 3 月

発行・編集 藤枝市役所 市民文化部 協働政策課  
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号  
電話 054 (643) 3189